

スマート農業普及促進対策事業業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する、スマート農業普及促進対策事業業務委託に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

1 業務概要

- | | |
|-------------|------------------------------|
| (1) 業 務 名 | スマート農業普及促進対策事業業務委託 |
| (2) 委 託 期 間 | 契約締結日から令和7年12月26日（金）まで |
| (3) 業 務 内 容 | 別紙業務委託仕様書のとおり |
| (4) 委託契約上限額 | 2,013,000円（消費税及び地方消費税10%を含む） |

2 実施スケジュール

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 実施要領の公開 | 令和7年6月24日(火) |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和7年6月30日(月) 午後5時 |
| (3) 上記質問に対する回答期限 | 令和7年7月3日(木) |
| (4) 参加資格確認申請書等の提出期限 | 令和7年7月7日(月) 午後5時 |
| (5) 参加資格確認結果の通知 | 令和7年7月11日(金) |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和7年7月22日(火) 午後5時 |
| (7) 審査会の開催 | 令和7年7月28日(月) |
| (8) 審査会の結果の通知 | 令和7年7月29日(火) |
| (8) 契約締結 | 令和7年8月上旬予定 |

3 參加資格

本企画提案競技への参加資格者は、次に掲げる全ての要件を満たす者で、県から参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 次のア又はイに該当する者であること。
 - ア 秋田県内に本社、支社、支店、営業所又は事務局がある者。
 - イ 「7 事業共同体の取り扱い」により、アに該当する者と事業共同体を組む者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者、再生手続き開始の申し立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者。
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29条）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者。

4 参加資格の確認

企画提案競技に参加しようとする者は、次により申請し、3に規定する参加資格の確認を受けること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案競技参加資格確認申請書（様式1）
- ② 参加者概要表（様式2）
- ③ 参加資格確認申請受付票（様式3）

(2) 提出期限 令和7年7月7日（月）午後5時（必着）

(3) 提出先 12の事務局

(4) 提出方法 持参又は郵送、電子メールによる。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に、郵送の場合は、書留で提出すること。なお、持参又は郵送の場合の部数は、各1部とする。

(5) 確認結果 令和7年7月11日（金）までに、電子メールによる通知及び郵送により発送する。

(6) 参加資格の喪失及び辞退

- ① 参加資格確認後に資格要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消す。
- ③ 参加資格確認後に都合により参加を辞退する場合は、企画提案競技参加辞退届（様式4）を提出すること。

(7) 参加が認められなかった方に対する説明

- ① 参加資格確認の結果、参加が認められなかった方は、次により県に対して書面（様式任意）でその理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和7年7月15日（火）午後5時

イ 提出先 12の事務局

ウ 提出方法 電子メールによる。

- ② 県は、書面を受理したときから5日以内に、説明を求めた者に対して書面によりその理由を説明する。

5 実施要領及び仕様書に関する質疑応答

(1) 提出書類 企画提案競技実施要領等に関する質問書（様式5）

(2) 提出期限 令和7年6月30日（月）午後5時

(3) 提出先 12の事務局

(4) 提出方法 電子メールによる

(5) 回答 令和7年7月3日（木）までに、電子メールにより回答するとともに、回答内容を県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札情報」へ掲載する。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等は、別添仕様書【資料2】に基づき作成してください。

(1) 提出書類

- ① 企画提案競技参加申込書（様式6）
- ② 企画提案書（様式任意）
- ③ 経費見積書（様式任意）
- ④ 「女性の活躍推進」に関する取組を評価する資料（※女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合のみ）

（i）労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し

（ii）知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証（※1）の写し

（iii）法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）に関する認定通知書の写し

（iv）秋田県知事表彰（※2）の受賞に関する表彰状の写し

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 「秋田県知事表彰」は、「女性活躍・両立支援企業表彰」、「女性の活躍推進企業表彰」、「子ども・子育て支援知事表彰」、「男女共同参画社会づくり表彰」とする。

- ⑤ 「賃金水準の向上」に関する取組を評価する資料（※賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合のみ）

（i）令和6年及び令和5年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算したもの）

（ii）「パートナーシップ構築宣言」の写し

(2) 提出期限 令和7年7月22日（火）午後5時

(3) 提出先 12の事務局

(4) 提出方法 持参又は郵送、電子メールによる。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に、郵送の場合は、書留で提出しすること。なお、持参又は郵送の場合の部数は、(1)の②は9部、その他は各1部とする。

(5) 留意事項

- ① 提出する企画提案は、1者につき1案とする。
- ② 提出期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- ③ 提出期限後における提出書類の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- ④ 提出書類は、原則としてA4判とする。なお、持参又は郵送の場合は、企画提案書のうち1部について、ホチキス留めせずダブルクリップ等で綴じること。

7 事業共同体の取り扱い

企画提案競技への参加に当たり、事業共同体を組む場合の要件等は、次のとおり。

- (1) 事業共同体の全ての構成員が3の参加資格を満たす者とする。ただし、3（1）アの要件は、構成員のうち、最低1者が満たすこととする。

- (2) 事業共同体を組んで企画提案競技に参加しようとする者は、単独、重複又は他の事業共同体の構成員として企画提案競技に参加することはできない。
- (3) 事業共同体の構成員数は、原則として2者又は3者とする。
- (4) 各構成員は対等の立場で、一体となって本業務を履行すること。
- (5) 事業共同体の名称（任意）、事務所所在地及び県が委託料を支払う際の振込口座等を定めること。
- (6) 4（1）参加資格の確認の提出書類は事業共同体の代表者が提出すること。また、②参加者概要表（様式2）は、構成員の全員分を提出すること。
- (7) (6) の提出書類のほか、次の書類を提出すること。
 - ① 事業共同体結成届（様式7）
 - ② 事業共同体協定書（様式8）

8 受託候補者の選定

(1) 審査方法

別に定める企画提案競技審査会実施要領に基づき、6（1）の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、その総得点が基準点（総得点満点の5割）に達している参加者の中から、審査委員会の協議により受託候補者を選定する。

なお、企画提案が1者であった場合でも、審査を実施した上、審査会委員の協議により業務履行能力を判断する。

(2) 企画提案内容の審査

日時 令和7年7月28日（月）午後1時30分～

各参加者のプレゼンテーションの時間は、参加資格の確認結果を通知する際に連絡する。

場所 秋田県庁 本庁舎7階 71会議室

- ① プレゼンテーションは各参加者15分以内とし、引き続きヒアリングを10分程度実施する。
- ② 天変地異等の事由により、予定した参加者の大半が参加できない場合は、審査員で審査会の繰り延べ等について協議し、その対応について改めて通知する。
- ③ 審査会で最も優れていると認めた者を本業務の契約候補者として選定する。

(3) 審査対象からの除外

次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。

- ① 提出書類に虚偽の内容が記載されていると認められる場合
- ② 関係者に対し工作等の不当な活動を行ったと認められる場合
- ③ 本実施要領に定めた条件に適合しない場合

(4) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和7年7月29日（火）に、各参加者に電子メール及び書面により通知するとともに、秋田県公式ホームページ「美の国あきたネット」で公表する。

9 契約の方法

- (1) 8により選定された受託候補者と単独随意契約する。
- (2) 選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、提案内容に沿って契約につ

いての協議・調整を行った上で、県と受託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。
その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

- (3) 受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を県に納付する必要がある。ただし、受託者が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類・規模がほぼ同じである契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行した場合など、同規則第178条の規定に該当する場合は、納付を免除する。
- (4) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった参加者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結することとする。

10 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案競技に当たって、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された企画提案書に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (4) 企画提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 県は提出された書類は、返却しない。
- (6) 県は提出された提案書を当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (7) 県は提出された提案書の機密保持に十分配慮する。
- (8) 参加者は、企画提案書作成のために県から受けた全ての情報について県の了解を得ずに公表及び使用しないこと。

12 事務局

秋田県農林水産部 農林政策課 研究推進チーム

住 所 〒018-8570 秋田市山王4丁目1番1号

電 話 018-860-1762

電子メール nourinseisaku@pref.akita.lg.jp

U R L <https://www.pref.akita.lg.jp>